

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部を改正する件

厚生労働省

○国土交通省告示第一号

環境省

厚生労働省

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成三十年国土交通省告示第一号）の一部を次の表のように

環境省

改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年二月二十日

厚生労働大臣 上野賢一郎

国土交通大臣 金子 恭之

環境大臣 石原 宏高

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(登録事項の変更の届出) 第九条 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、第五条第二項 第二号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から 二週間以内に、同項第四号に掲げる事項を変更しようとするとき は、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大 臣に届け出るものとする。</p> <p>(登録事項の変更の届出) 第十六条の八 工作物石綿事前調査者講習実施機関は、第十六条の 四第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、変更 の日から二週間以内に、同項第四号に掲げる事項を変更しようと するときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚 生労働大臣に届け出るものとする。</p>	<p>(登録事項の変更の届出) 第九条 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、第五条第二項 第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、 変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に 届け出るものとする。</p> <p>(登録事項の変更の届出) 第十六条の八 工作物石綿事前調査者講習実施機関は、第十六条の 四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとする ときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労 働大臣に届け出るものとする。</p>